令和 2 年 7 月 2 日 (木曜日)

外

(第 58 号)

目 次

○石川県手数料条例の一部を改正する条例(財 政 課)

- 1 (税 務 課) ○石川県税条例の一部を改正する条例 1
- ○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例 (同

○石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例

(県民交流課)

条

例

石川県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 出 谷

石三県条例第三十五号

石川県手数料条例の一部を改正する条例

石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。 別表三十五の項1~中「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に改め、同項1ロ中「ブルセラ 病」を「ブルセラ症」に改め、同項1ハ中「結核病」を「結核」に改め、同項1ホ中「ひな白痢」 を「家きんサルモネラ症」に改め、同項1ト中「ふそ病」を「腐蛆病」に改め、同項3イ川中「炭 そ一を「炭疽」に改め、同項3ロ②中「炭そ」を「炭疽」に改める。

密 三

この条例は、公布の日から施行する。

石川県祝条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令柜二年七月二日

石三県知事 谷

石川県税条例の一部を改正する条例

第一条 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

る。第十五条第八項中「第十五条の六の二第三項」の下に「及び法附則第五十九条第三項」を加え

第八十三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該

葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

第百三十九条第一項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第六条中「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加える。

附則第七条第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十二条の八第三項中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減

額等の特例)

既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行に限る。)は、第七十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合該耐震主集不適合以前の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当該沖震基準不適合既存住宅を今和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき(当基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなか感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震は(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス度外流(新型インフルエンザ等対策特別各既存住宅の第七十八条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令附則第三十八条で定めを既存住宅を取け上工条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適

欄に掲げる字句とする。 適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下2 前項の規定の適用がある場合における第七十六条第一項及び第七十八条の二第二項の規定の

い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に一とする。

第七十八条の二第二項 六月以内 同項の耐震改修の日後六月以内の日まで その耐震改修の日後六月以内の日までから六月以内 から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住日後六月以内の日まで、前条第三項第二号 高改修をいう。以下この項において同じ。)の耐震改修(第七十八条の二第一項に規定する耐寒七十六条第一項 当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の

第二条 石川県税条例の一部を次のように改正する。

三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。三十五項」に、「、第四項若しくは第十九項」を「若しくは第三十一項」に改め、同項を同条第削り、同条第四項中「第五十三条第二十二項及び第二十三項」を「第五十三条第三十四項及び第第二十八条第二項中「(法」を「若しくは第五項(これらの規定を法」に改め、同条第三項を

第四十九条の九中「又は個別帰属法人税額」を削る。

項第三号一に改める。号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同第五十一条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三

第六項一に改める。十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは五十三条第六十四項」に改め、同条第八項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第七項中「第五十三条第五十五項」を「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三百。に改め、同条第三項第二号」に改め、同条第四項中「第七十五条及び第三十三項から第三十五項まで」に改め、同条第三項第一号中「又は連結事業年度」を削り、第五十二条第一項中「第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項まで」を「第三十一項

八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。)」を削る。一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)」及び「又は個別帰属損金額(法人税法第第五十七条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は個別帰属益金額(法人稅法第八十第五十四条の六、第五十四条の十三及び第五十四条の十九第一項中「納入書によって」を削る。

用する場合を含む。)」を「第七十五条の五第三項若しくは第六項」に改める。 五項中「第七十五条の四第三項若しくは第六項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準第六十条の三第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条第

改める。第八十三条第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に

に改め、同条に次の一項を加える。に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」を引り、「これら」を「同項」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年〇・五の年」に、「特例基準割合に」と立め、同条第三項中「及び第三項」で、「予の条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「そるをいう。次項において同じ。)」に、「の以下この条」を「。以下この項及び第三項」に改め、「(以例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割附別第二条第一項中「及び第三項」を削り、「特例基準割合(当該年の前年に」を「延滞金特

る 前二項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前二項に規 定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年○・一パーセント未満の割合である ときは年〇・一パーセントの割合とする。

附則第二条の二中「及び第三項に規定する」を「に規定する」に、「同条第二項及び第三項並 びに」を「同項及び」に改める。

附則第二条の三第二項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

附則第十条第一項中「及び各連結事業年度分」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額」 及び「及び各連結事業年度分」を削り、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第二号」に改 め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は同項第四号の二の個別帰属法人税額」を 削り、「第五十三条第十二項」を「第五十三条第二十三項」に改め、同条第五項中「又は個別帰 属法人税額」を削り、同条第六項中「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削り、 同条第七項中「又は連結事業年度」を削る。

附則第二十二条を附則第二十三条とし、附則第二十一条の次に次の一条を加える。 (新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第二十二条 法附則第六十条第一項の条例で定める入場料金等払民請求権の全部又は一部の放棄 は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法 律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事のうち、県内に事務所を有す る者が行った又は行うこととしていたものの同条第一頃に規定する入場料金等払民請求権の全 郡又は一部の放棄とする。

温

(桶行野口)

- 1.この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日 から施行する。
 - 一 第一条中石川県税条例第八十三条第二項にただし書を加える改正規定及び附則第七項の規定 令和二年十月一日
 - || 第二条のうち石川県税条例附則第二条の改正規定(同条第一項中「及び第三項」を削る部分 及び同条第二項中「及び第三項」を削り、「これら」を「同項」に改める部分を除く。)及び同 条例中附則第二十二条を附則第二十三条とし、附則第二十一条の次に一条を加える改正規定並 びに次項の規定
 令和三年一月一日
 - 三 第二条中石川県税条例第五十四条の六、第五十四条の十三、第五十四条の十九第一項及び第 八十三条第二項ただし書の改正規定並びに附則第八項の規定(令和三年十月一日
 - 四 第二条(前二号に掲げる規定を除く。)及び附則第三項から第六項までの規定 令和四年四 用一田
 - 五 第一条中石川県税条例第百三十九条第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正

する法律(令和元年法律第十四号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

年の一月一日する法律(令和二年法律第十二号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌六 第一条中石川県税条例附則第六条及び第七条第三項の改正規定 土地基本法等の一部を改正

(延滞金に関する経過措置)

ては、なお従前の例による。 の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金についる 前項第二号に掲げる規定による改正後の石川県税条例附則第二条の規定は、同号に掲げる規定

(法人の県民税に関する経過措置)

(法人の事業税に関する経過措置)

- を除く。)に係る法人の事業税について適用する。以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が四号施行日前に開始した事業年度ら 別段の定めがあるものを除き、四年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、四号施行日
- 例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。 業年度が四号施行日前に開始した事業年度を含む。) に係る法人の事業税については、四年旧条ら 別段の定めがあるものを除き、四号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事

(県たばこ税に関する経過措置)

7 附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった業巻たばこに係

令和2年7月2日(木曜日)

る県たばこ税については、なお従前の例による。

⊗ 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の目前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係 る県たばこ税については、なお従前の例による。

本社機能立地促進のための県院の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布す M°

令和二年七月二日

石川県知事 谷 本 正 删

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九

号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

照

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、令和二年四月一日から適用する。
- 2 本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年

石川県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表第三条の項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改 816°

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例をここに公布する。

令和二年七月二日

石川県知事 谷 H 14

石川県条例第三十八号

石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第 三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に関する医療 提供体制の整備その他の対策の推進に要する経費の財源に充てるため、石川県新型コロナウイル

ス感染症対策応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(第四条及び第五条において「予算一 という。)において定める額とする。

(海型)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しな ければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。 ただし、この基金に編入することを妨げない。

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて 基金に属する現金を蕨計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運 用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することがで 470 NO°

(表文注)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別

この条例は、公布の日から施行する。